最終更新日：2015年7月9日
田岡化学工業株式会社
取締役社長　佐藤　良
問合せ先：総務人事室部長　檜垣　昌宏
証券コード：4113
http://www.taoka-chem.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、事業を推進する中で、コーポレート・ガバナンスが十分に機能することにより、経営の透明性と公共性を高めることが重要課題であると認識しております。この考えにたって、社外役員の活用や内部監査部門による業務遂行の適否検査ならびにコンプライアンス委員会設置による法令遵守の監視等の体制を整えるとともに、これらのシステムが有効に機能するよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
住友化学株式会社	7,247,000	50.18
吉野　友裕	360,000	2.49
日本証券金融株式会社	202,000	1.39
田岡従業員持株会	182,211	1.26
高久　英輔	120,000	0.83
株式会社日本触媒	108,000	0.74
田中　洋二	100,000	0.69
株式会社SBI証券	99,000	0.68
山本　知宏	82,000	0.56
広栄化学工業株式会社	70,000	0.48

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	住友化学株式会社 （上場：東京）（コード） 4005

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、事業運営にあたっては、独自の経営判断と自己責任で自主的な経営を行うことを基本方針としています。住友化学グループとの取引条件については、市場価格、総原価を勘案して毎期価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社は住友化学株式会社であり、当社の議決権数の51.67%（平成27年3月末現在、間接所有を含む）を所有しています。当社は、総合化学メーカーである住友化学グループの一員として親会社およびグループ各社との間で、取引や人的な面などで連携・協力関係にあります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎　全司	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎　全司	○	―――	同氏には、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を活かしていただくため、社外取締役に就任いただいております。 同氏は、一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないものと判断し、株式会社東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届け出ております。 なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はございません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と密接な連携を保ち、会計監査人から毎期首にその期の監査方針および監査計画についての説明を受けるとともに、会計監査人が実施した会計監査について随時報告を受けて意見交換を行い、必要と認めたときは独自の立場で会計監査を行う等、連携を図ることとしています。
監査役は、内部監査部門である内部統制・監査部の実施する内部監査の方針、実施計画、着眼項目等についてあらかじめ内部統制・監査部から説明を受けるとともに、内部監査実施の経過およびその結果について報告を受ける等、連携を図ることとしています。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
増田　力	他の会社の出身者			△										
佐伯　英隆	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増田　力		親会社における主な略歴は以下のとおりです。 昭和50年４月　住友化学工業株式会社 （現　住友化学株式会社）入社 平成14年４月　同社石油化学業務室主席部員兼PE・PP製品部長 平成20年８月　同社基礎化学業務室主席部員 平成24年５月　同社メタアクリル事業部主席部員	同氏には、当社の親会社である住友化学株式会社の管理部門の業務における豊富な経験と幅広い見識を有しておりますので、同氏の豊富な実務経験を当社の業務発展のために活かしていただくため、社外監査役に就任いただいております。 なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はございません。
佐伯　英隆	○	―――	同氏には、通商産業省（現 経済産業省）および大学教授としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、経営の透明性と客観性向上にむけたご指導をいただくため、社外監査役に就任いただいております。 同氏は、中立・公正な立場を保持しており、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないものと判断し、株式会社東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届け出ております。 なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はございません。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、経営の客観性・中立性を確保するため、独立役員を2名選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

従業員の給与制度における基本概念と極端な乖離が生じることを避けるため、現時点では取締役へのインセンティブ制度は設けておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年度に取締役および監査役に支払った報酬等の総額は、それぞれ118百万円および23百万円であります。また、取締役および監査役に支払った報酬等の総額のうち、それぞれ1百万円および23百万円が社外役員に対する報酬等の額であります。
なお、平成27年6月29日開催の第115期定時株主総会招集通知を当社ホームページに公開しており、その中に取締役および監査役に対する報酬等の総額を開示しております。また、有価証券報告書において、各期に取締役へ支払った報酬の総額を記載しております。なお、有価証券報告書については、EDINETを通じて公衆縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

（1）報酬体系について
取締役の報酬については、「基本報酬」および「賞与」の2つから構成されております。基本報酬については、各取締役の従事職務や中長期的な会社業績を反映し得るよう、固定報酬として支給しております。賞与については、当該事業年度の業績をベースとして支給総額を決定し、各取締役の職務内容等を勘案して各人に配分しております。
なお、当社では、平成24年6月28日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しており、廃止までの在任期間に対する退職慰労金について同定時株主総会で決議し、その支払は取締役および監査役の退任時としています。
（2）報酬水準について
各報酬項目の水準については、役員報酬の客観性、適正性を確保する観点から、役員報酬の世間水準とのバランス、当社従業員の給与水準との対比、過去の支払実績等を考慮しながら適切な報酬水準を設定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の開催に際して、担当部署から議案の事前説明を行うなど、社外取締役および社外監査役への情報伝達体制の確保に努めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。
取締役会は、取締役8名（内1名は社外取締役）で構成され、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築を図るため、取締役の任期は1年としております。また、法令、定款および取締役会規則の定めに則り、経営上の重要な事項について意思決定するとともに、各取締役の職務の執行を監視、監督しております。取締役会は、定時取締役会を毎月開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。

経営の意思決定を支える機関として、全取締役、および常勤監査役による「経営会議」が毎月2回開催されており、重要事業の戦略構想、設備投資計画の検討などを行っております。また、内部統制システムの整備を目的とした各種委員会（「内部統制委員会」、「コンプライアンス委員会」、「レスポンシブル・ケア委員会」、「リスク・クライシスマネジメント委員会」等）を設置することで、業務執行、監督機能等の充実を図っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、変化する社会・経済諸情勢の下、株主の皆様を中心とした様々なステークホルダーの利益に適うようにすることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しており、これを実現するため、上記体制を採用しております。今後も、その充実に向け、重要な意思決定の迅速化、コンプライアンス体制および内部統制の充実・強化に取り組んでいく所存であります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送に努めています。
その他	1. 株主総会におきましては、映像を活用した事業報告等を行うなど内容が理解いただきやすいようにビジュアル化などを進めております。 2. 当社ホームページに招集通知を開示しております。 3. 株主総会議案の議決結果につきましては、臨時報告書を提出するとともに、当社のホームページにもその内容を開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページに専用ページを設け、各種資料を掲載しております。 http://www.taoka-chem.co.jp/ir/ir_03.html	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動における基本的な行動基準を成文化した「田岡化学企業行動憲章」ならびにその具体的な指針を定めた行動要領を制定し、全役員・従業員に配布しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR（企業の社会的責任）の推進を経営の基本に据え、経済性の追及、環境・安全・品質保証活動、社会的活動のそれぞれにバランスよく取り組んでおります。また、毎年、レスポンシブル・ケア報告書を発行しており、当社ホームページにも公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報の適時適切な提供について、真摯な姿勢で臨む旨宣誓しております。また、会社情報の適時開示に係る社内体制を定め、それに基づいて情報開示を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方
(1)当社は、コンプライアンスと自己責任に基づいた企業活動を行うことを自らの社会的責任と考え、当社のコンプライアンス体制の拠り所となる基本精神として「田岡化学企業行動憲章」を制定する。当社の役員・従業員は、この精神に則って制定された「田岡化学企業行動マニュアル」に定める諸ルールに従って事業活動を行うものとする。
(2)当社は、業務の適正を確保するために必要な体制(以下、「内部統制システム」という)の整備を組織が健全に維持されるための必要なプロセスであり、かつ、事業目的達成のため積極的に活用すべきものであると認識し、以下の「内部統制システム」を構築するとともに、経営環境の変化に応じてこれに修正を加えることにより、株主をはじめとするステークホルダーの利益に適う経営を行っていくこととする。

2. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役は、法令および定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を負う。取締役会は、取締役会において決定した「内部統制システムの整備に関する基本方針」に従い、取締役が適切に「内部統制システム」を構築し、それを運用しているかを監督する義務を負う。
(2)当社は、金融商品取引法に定める財務報告の信頼性および適正性を確保するため、内部統制報告制度を構築するとともに、内部統制全般を統括する委員会を設置して、財務報告に係る内部統制システムの適切な運営を図る。
(3)当社は、「田岡化学企業行動憲章」のもと、コンプライアンスに関する教育を行うなど、取締役および従業員の遵法意識の徹底、健全な企業風土の醸成に努める。
(4)当社は、コンプライアンスを統括する委員会を設置して、当社のコンプライアンスの状況を調査・監督し、必要なときは改善を勧告する。
(5)当社は、コンプライアンス違反やそのおそれがある場合の通報を受け付けるための内部通報窓口を設置して、事態の迅速な把握と是正に努める。
(6)当社は、内部監査部署を設置し、当社の事業遂行上の業務の適正、有効性を検証する。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、文書(電磁的方法により記録したものを含む。)の保存期間、管理の方法その他についての規程を策定し、当該規程に従い適切に保存および管理する。

4. 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会は、当社および当社グループ会社から成る企業集団の事業の方針、事業計画、経理・財務、研究・開発等に関する重要事項について、目標を適切に定め、また、それらの進捗を管理する。
(2)取締役は、取締役会が決定した経営戦略に基づき、担当業務における具体的目標および効率的な達成の方法を定める。
(3)当社は、取締役で構成する経営会議を原則月2回開催し、経営上重要な事項について審議を行い、業務執行に関する重要な事項については取締役会に付議する。
(4)取締役は、IT等を活用した当社および当社グループ会社から成る企業集団の経営情報システムを構築して、経営情報の迅速かつ適正な把握に努める。

5. 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は、当社および当社グループ会社の損失の危険(以下、「リスク」という)に関する意識の浸透、その早期発見および顕在化の未然防止、緊急事態発生時の対応策の整備等に積極的に取り組んでいくこととし、各部門所管業務に付随するリスク対応についてはそれぞれの担当部署にて行い、組織横断的リスク状況の監視ならびに全社的対応は総務人事室が行うものとする。
(2)当社は、当社および当社グループ会社の全社的なリスクマネジメントを統括する委員会を設置して、リスクマネジメントに関する方針を定めるとともに、各部署のリスクマネジメントに関する計画の立案・実行を支援する。

6. 当社および当社の親会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、当社のグループ会社で構成する企業集団が共有または相互に認識したグループ戦略のもとで事業遂行を図り、かつ、企業集団における業務の適正性を確保するため、グループ運営に関連する規程の整備や役員等の派遣を通じて連結経営を推進する。
(2)当社は、国内外の主要な子会社に対して、当社と同等のコンプライアンス体制を導入するよう求めるものとする。
(3)当社は、当社の内部監査部署が子会社の内部監査を実施し、事業遂行上の業務およびその管理・監督の状況とその正否および適否を検査することにより不正または錯誤の発生を予防し、かつ、経営の改善に資するものとする。
(4)当社は、親会社である住友化学との関係において、戦略的連関を図る一方、他の株主との関係にも十分配慮した経営を行っていくものとする。

7. 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役の職務を補佐すべき使用人に関する事項
当社は、監査役の求めがあれば、監査役の指揮を受け、その職務を補佐する従業員を置くこととする。
当該従業員は監査役スタッフ業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。
(2)監査役への報告に関する事項
a. 当社および当社グループ会社の取締役および従業員は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項について、適宜、監査役へ報告を行う。
b. 当社の取締役は、内部監査部署の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果について、監査役へ報告を行う。
c. 当社は監査役への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役および従業員が、その報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
(3)監査役の職務の執行について生じる費用に関する事項
監査役の職務を執行するうえで必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。
(4)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための事項
代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換し、相互認識を深める。

8. 反社会的勢力排除のための体制
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした対応を行い、取引関係も含めた一切の関係を持たないこととする。また平素から外部専門機関とも連携して、これら反社会的勢力に対応することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、当社の全役職員に配布している「田岡化学企業行動マニュアル」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する旨を明文化するとともにこれを社内へ周知しております。
また、総務人事室を対応統括部署とし、警察を含む外部専門機関との連繋、反社会的勢力に関する情報の収集・管理および社内への周知・注意喚起などを行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（1）内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、別添1をご参照下さい。

（2）適時開示体制の概要

当社は、コンプライアンスを重視する経営を効果的に実現するため、2003年10月、コンプライアンス規程を制定し、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を発足させて、事業活動に関係する全ての法令、社則、田岡化学企業行動マニュアルの遵守状況を監督しています。また、重要な会社情報の管理については、内部者取引管理規程を制定するとともに、金融商品取引法ならびに証券取引所規則等に準拠した基準で管理を行っています。重要決定事項については、決裁権限者が内諾を与えた時点または決裁手続きに基づき決裁権限者が決裁した時点をもって、また、重要発生事項については当該事項が発生した時点をもって内部情報として扱い、総務人事室においてそうした内部情報の集中管理ならびに必要な情報開示を行っています。具体的な組織体制は、別添2をご参照ください。

【別添1】コーポレート・ガバナンス体制

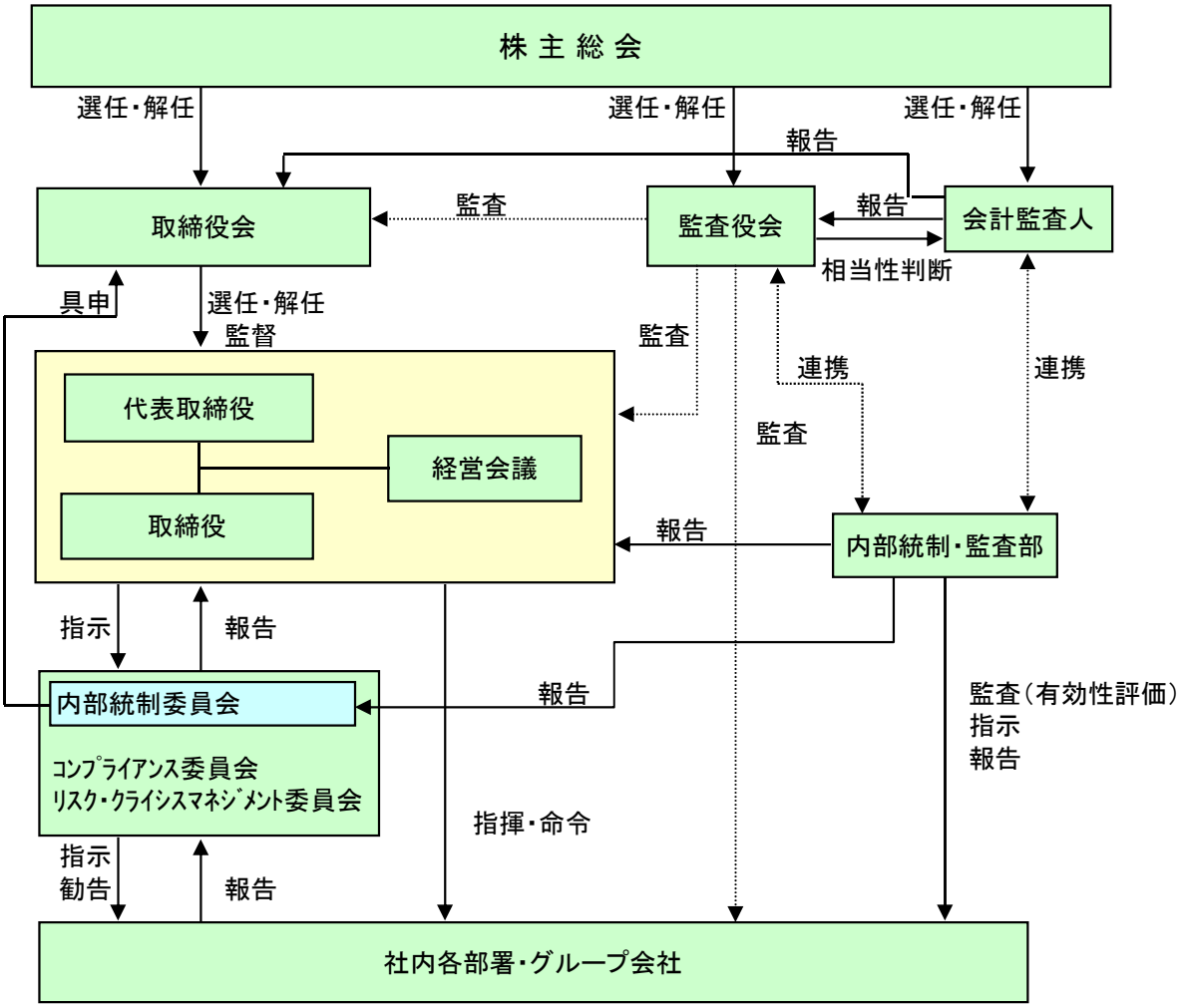

【別添2】適時開示体制

